

**行橋市体育施設等**  
**(行橋市体育施設、行橋市宿泊型研修施設、行橋総合公園)**  
**自動販売機設置事業者の募集について**  
**株式会社オリエンタルコンサルタンツ**  
**行橋総合公園管理所**

株式会社オリエンタルコンサルタンツ 行橋市体育施設等管理所（以下、管理所とする）では、行橋市体育施設、行橋市宿泊型研修施設、行橋総合公園（以下、行橋市体育施設等とする）に設置する自動販売機について、売上額の一定割合を管理所に納付していただく自動販売機の設置事業者を募集します。

## 1 募集概要

### (1) 設置自動販売機の種類

清涼飲料水等の自動販売機、アイスクリームの自動販売機、ドリップ式自動販売機の提案は必須とします。その他の提案は任意となります。

### (2) 設置場所及び設置台数

設置場所及び設置台数は、設置事業者が提案してください。選考後の協議によっては、提案の内容を変更させていただく場合があります。

### (3) 設置期間

2026年4月1日から2031年3月31日まで（5年間）

設置事業者は正当な理由がない限り、自動販売機を撤去することができません。

### (4) 提案内容

募集にあたっては、以下を提案してください（詳細は「8 募集手続等」を参照）。

- ①売上手数料率
- ②自動販売機の設置個所
- ③付加価値の提案

## 2 設置条件

### (1) 使用済容器回収ボックスの設置

提案の設置場所に、販売する商品等の使用済容器の回収ボックスを設置し、その仕様は野生動物に配慮したものとして適切に回収、廃棄処分してください。

### (2) 自動販売機の規格等

- ①装飾は公序良俗に反しないものとし、色等については管理所が指定します。

- ② 可能な限りユニバーサルデザインとしてください。
  - ③ 省電力タイプやノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種としてください。  
導入する機器は事前に管理所と協議して決定します。
  - ④ 転倒防止対策を施してください。
  - ⑤ 設置する自動販売機の一部は災害対応自動販売機を設置してください。
- (3) 設置に当たっては、電気設備、自動販売機の搬入及び商品の補充に支障がないか確認を行ってください。また管理所が公園管理上必要な指導をしたときはそれに従ってください。
- (4) 4Rの推進
- 商品回収ボックスを設置及び回収してください。また、仕様は野生動物に配慮したものとして適切に回収し、リサイクル業者にて処分する等、4Rの推進に努めてください。
- (5) 体育館と武道館の間に“犯罪被害者支援”的自動販売機を設置してください。
- 売上の3%を公益財団法人福岡犯罪被害者支援者センターへ寄付するため、この1台に関しては、手数料を提案額より3%減額します。
- (6) アイスクリームの自動販売機を2台以上設置してください。この2台に関しては体育館とサッカー場とします。
- (7) “ドリップ式自動販売機”を1台以上設置してください。この1台については、研修センターロビーとします。

### 3 売上手数料率

売上手数料率は、25.0%以上とします。

ただし、アイスクリーム及びドリップ式自動販売機については上記によらず、個別で手数料率の提案を可とします。その他任意で選考される自動販売機についても上記によらず個別で手数料の提案を可とします。

### 4 販売価格

メーカー希望小売価格（定価）を超えない額とします。

### 5 自動販売機設置に伴う必要経費

#### (1) 売上手数料

- ① 各自動販売機に係る各月毎の売上合計額に売上手数料率を乗じた額とします。
- ② 設置事業者は、各月毎の売上合計額が確認できる売上実績を、指定した期日までに書面により管理所に報告し、売上手数料を指定する期日までに全額納入してください。

## （2）その他の必要経費

- ① 自動販売機設置及び撤去に要する工事費、移転費、現状復旧等一切の費用は設置事業者の負担となります。管理所の都合により移設する場合も設置事業者の負担となります。
- ② 自動販売機の運転に必要な光熱水費は、原則として、全額を設置事業者の負担とし、四半期に一度管理所が発行する通知書によって指定する期日までに全額納入してください。なお、電気使用料の額は、設置事業者が設置する子メーターの指示値により計測した電気使用量と管理所が契約を締結した電気事業者との契約に基づき、基本料金を加味した額となります。また、電気事業者により光熱水費の単価が変動した場合は、別途、管理所と協議の上、金額を決定します。  
ただし、管理所に支払う売上手数料を増額することにより、光熱水費を管理所の負担とすることも可とします。  
この場合においても設置事業者は、毎月の光熱水費の使用量について、管理所に対し所定の方法にて報告をお願いします。

## 6 使用条件

使用期間前及び使用期間中は、常時、次のことを遵守してください。

- （1）自動販売機には、販売し管理する者の会社名又は管理者名を明記すること。
- （2）自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- （3）販売品の搬入・廃棄物の搬出は、利用者等の安全に配慮すること。
- （4）搬入経路については、事前に管理所に確認の上、指示に従うこと。
- （5）販売品は、缶、紙パック又はペットボトルの密閉式の容器入りの清涼飲料水や乳製品など多品種、多品目により構成するよう努めること。  
また、酒類（ノンアルコール飲料を含む）の販売は行わないこと。
- （6）お茶及び水（ミネラルウォーター）をそれぞれ1品目以上販売すること。
- （7）土日祝日繁忙期及び大型イベント開催時等、販売品の欠品が無いように配慮すること。
- （8）管理所が公園管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。

## 7 募集に参加できる者の資格

募集に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とします。

- （1）成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- （2）緊急時に対応できるエリア（概ね1時間以内）に本店又は支店等営業所があること。

- (3) 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営をするものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること（該当についてのみ）。
- (5) 国税及び県税、行橋市税の未納がないこと。
- (6) 役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (8) 行橋市が実施した設置事業者の募集において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、又は使用許可を取り消され若しくは虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。
- (9) 行橋市の指名停止措置を受けている者でないこと。

## 8 募集手続等

この募集に参加を希望する者は、次の必要書類を提出してください。

応募者は提出した書類等に関して管理所から説明を求められた場合にはそれに応じてください。

### (1) 提出書類

- ①応募申込書（様式第1号）
- ②売上手数料率見積書（様式第2号）
- ③販売品目一覧表（任意様式）
- ④付加価値提案（任意様式）

付加価値提案は、設置事業者が、行橋市体育施設等のサービス向上に寄与する提案を行ってください（例：多種多様な販売商品、自動販売機の設置台数・場所、イベント時の物品や什器等の協賛、繁忙期のオペレーション、利用促進に関する広報支援など）。

- ⑤自動販売機の規格（任意様式）

当施設が二次避難所であることに配慮し自動販売機の規格を選定してください。設置を予定している自動販売機ごとに、同型のカタログや写真等を添付し配置がわかるように提案してください。

## (2) 応募申込書等必要書類の提出期限・場所及び方法

- ① 提出期限 **2026年2月27日(金)**まで
- ② 提出場所 行橋総合公園管理所 〒824-0018 福岡県行橋市大字今井3759番地
- ③ 提出方法 メール（下記④参照）又は郵便等。
- ④ 問合せ先：行橋総合公園管理所

**電話番号：0930-24-4000**

**メールアドレス：ssykhs@oriconsul.com**

**担当者：太田黒 夢有人（オオタグロ ムウト）**

その他質問がある場合は問い合わせ先までご連絡ください。質問から1週間以内に  
HPに開示します。ただし、全ての質問に回答できない場合もあります。

## (3) 提案にあたっての留意事項

- ① 光熱水費の負担について管理所負担を希望する場合は設置者負担の場合の手数料率も必ずご記入ください。手数料率の差額によってはご希望されても管理所負担とならない場合がございます。管理所負担を希望されない場合は、設置者負担の場合のみの記入で問題ありません。
- ② 以下の自動販売機については、光熱水費の負担は上記①によらず管理者負担とします。  
⇒ドリップ式自動販売機（研修センターロビーに設置する必須1台のみ）  
⇒犯罪被害者支援型自動販売機
- ③ 犯罪被害者支援型の自動販売機については、設置事業者、管理所、公益財団法人福岡犯罪被害者支援センターで三社協定を締結予定です。公益財団法人福岡犯罪被害者支援センターへの振込は、設置事業者から行っていただくこととします。
- ④ 任意提案としてアルコール類の販売をご希望される場合は、以下の条件となります。  
⇒購入にあたり、何らかの方法で年齢確認が取れるようにしてください。  
⇒設置は研修センターのみとなります。その他の施設への設置はできません。
- ⑤ 各商品の消費期限、賞味期限等については十分留意し、期限切れ商品の販売を行わないようにしてください。  
特に食料品等の販売を任意提案される場合は特に留意してください。

## 9 選考

### (1) 選考予定日

**2026年3月6日(金)**を予定します。

### (2) 設置予定事業者の決定方法

管理所が予定する売上手数料率以上で売上手数料率と付加価値提案の内容をもって設置予定事業者を選定します。

### (3) 応募者は、その提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることができません。

### (4) 応募者は、選考にあたり管理所の関係者に有利な働きかけ、不当な接触等を行った場合は失格となります。

## 10 設置予定事業者の手続き

### (1) 契約書等作成の要否 要

### (2) 契約保証金 免除

## 11 維持管理責任

設置事業者は、自動販売機の維持管理にあたり、次のことを遵守してください。

(1) 商品管理（在庫、補充等）、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また商品の賞味期限が過ぎたものを販売しないように注意するとともに賞味期限の確認結果について定期的に管理所に報告すること。なお、自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、設置事業者として決定を受けた後、「自動販売機の管理関係証明書（任意様式）」及び委託又は協定等の内容がわかる書類の写しを管理所に提出すること。

(2) 使用済容器の回収ボックスは、設置事業者が適切に回収及びリサイクルをすること。

(3) 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受け、許可書の写しを管理所に提出するとともに、関係法令等を遵守して衛生管理に万全を期すること。また、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

(4) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。

(5) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

- (6) 設置事業者は、来園者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うこと。

## 12 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を管理所に請求することはできません。

## 13 設置事業者の決定の取消し及び契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定及び契約を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続き及び売上手数料、光熱水費の支払いに応じなかった場合
- (2) 契約により設置している自動販売機を第三者に譲渡又は転貸した場合
- (3) 暴力団暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者であることと判明した場合
- (4) 選考にあたり管理者の関係者に有利な働きかけ、不当な接触等を行った場合
- (5) 設置事業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
- (6) 管理所に対して必要な報告をせず又は虚偽の報告をした場合
- (7) 契約に違反した場合
- (8) 公序良俗に反した場合
- (9) その他設置において適切でない場合